

# モニタリングに関する外部評価の結果を踏まえた改善の方向性

専門家による調査結果	専門家からの提言	金融庁による改善の方向性
1. リモート手法を用いた検査・モニタリングの在り方		
<p>(1) 面談手法としての評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リモート手法の活用は、移動や会場設営が不要になるため効率的との理由で金融機関に評価されているが、役員クラスの面談においては、認識に齟齬が生じないよう全体の4割が対面が望ましいと回答している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談内容が複雑な場合など、対面での実施も織り交ぜつつ、効率性の観点から積極的なリモート手法の活用が望ましい。ただし、立入検査等は、金融機関の業務遂行に適度な緊張感を維持する効果も考えられることに留意する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポストコロナを見据えた新たなモニタリングとしてリモート手法を定着・進化させていく。実施にあたっては、金融機関の状況等を踏まえつつ、リモートと対面を組み合わせることで効率的・機動的に実施していく。</li> </ul>
<p>(2) 非対面の面談でのやり難さ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>やり難さとしては、対面と比べて十分な意思疎通が難しい点があげられているほか、少数ではあるが、非対面の場合に、参加者等が正確に把握できず、情報管理に不安を感じたとする意見も寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思疎通の観点から、面談前にヒアリング内容や必要な資料を十分すり合わせることや、情報管理の観点から、面談参加者等を明確にするなど、対面時以上に工夫することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部評価の結果や提言など金融機関の意見も踏まえた留意点について、庁内及び財務局に対して周知を図り、リモート手法の高度化に向けて取り組んでいく。</li> </ul>
<p>(3) 資料共有についての負担感等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体の4割が、行内資料の電子化が進んでいることから、負担が軽減されると回答しているが、電子メールの送信容量の制限などにより、容量の大きいデータの分割送付が負担とする意見が複数寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化の進展により、今後も電子媒体での資料提出の増加が見込まれるため、電子メールに加え、クリプト便の利用などセキュアで効率的な手法の活用を進めることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有にあたっては、既存の業務支援統合システムやクリプト便の機能を活用していくなど、リモート手法における機動的な情報共有のあり方について周知を進めていく。</li> </ul>
2. 日本銀行の考査・モニタリングとの連携の方向性		
<p>(1) 日本銀行の考査・モニタリングとの重複感</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要なモニタリング項目（12項目）のうち、9項目において、重複を感じるという回答が、重複は感じないという回答を上回った。特に、決算や市場リスクにかかる項目は、全体の7割超が重複を感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁又は日本銀行のどちらか一方をモニタリングの実施主体にするのは難しいが、多くの金融機関が重複を感じている。このため、その解消に向けて、時事的なテーマ等において、共同調査の実施の可否を検討していくことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も日本銀行と「検査・考査連携会議」等を定期的開催する中で、金融機関の負担軽減に向けて、検査と考査の計画調整等を実施していくほか、重点テーマに関する共同調査の拡充に向けた議論を進めていく。</li> </ul>
<p>(2) 定期報告における重複感</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容が重複している定期報告については、金融庁と日本銀行において、報告内容の定義の統一化や報告計表の共通化にかかる意見が複数寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告における重複感の解消に向けて、内容が重複している計表フォーマットの共通化を進めることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁及び日本銀行に定期的提出される各種報告書類や計表について、業界の要望も踏まえつつ、様式の一部統廃合を決定した。引き続き検討を進め、可能なものから順次実施していく。</li> </ul>
<p>(3) 金融庁と日本銀行の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の共有を望まないとする金融機関はなく、全体の7割は包括的な情報共有を望み、2割は共有する情報の範囲は金融機関が決めることを望んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二重報告の解消など、負担軽減につながるため、情報共有の検討を前向きに進めることが望ましい。ただし、共有する情報の範囲は、金融機関の合意を得たものとし、段階的にその範囲を広げていくことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月に監督指針を改正し、日本銀行との情報共有について明確化した。</li> <li>検査関係情報の共有については、事前に金融機関に対し共有の範囲・目的の説明を行い、同意を取得した情報について共有を行っていく。</li> </ul>
<p>(4) 金融機関から金融庁及び日本銀行への情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な情報共有の在り方については、負担軽減を理由に、全体の8割が、金融庁及び日本銀行が共同運用する報告システムへの報告を望んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告システムの共同運用を含め、将来的な報告システムの在り方を検討する際には、更なる負担軽減に向けて、諸外国の先行事例等を参考に、開発等の経済性も踏まえ、中長期的な課題として取り組むことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的なデータ収集・共有の更なる効率化等のため、令和3年4月より海外当局の取組状況について委託調査を開始した。また、金融庁及び日本銀行の共同プラットフォームに関して、共同研究の開始を予定している。</li> </ul>